

「琵琶湖八珍」マイスター登録実施要領

第1 趣旨

この要領は、飲食店、宿泊施設、旅行業者、食品小売店、加工事業者、生産事業者、流通事業者等（以下、「事業者等」という。）と滋賀県が協働し、「琵琶湖八珍」を積極的かつ継続的に活用するとともに、その魅力をPRすることにより、琵琶湖産魚介類の消費拡大および県内中小企業の活性化を推進する目的を達成するために必要な事項を定める。

第2 事業者等の登録

- 1 知事は、「琵琶湖八珍」の活用・普及およびPRの趣旨に賛同する事業者等について「琵琶湖八珍マイスター」（以下、「マイスター」という。）として登録する。
- 2 マイスターは、自らの技術と知識、創意工夫および費用等により、以下の取り組みに努める。
 - (1) 「琵琶湖八珍」の積極的な取扱い
 - (2) 接客における「琵琶湖八珍」の持つ情報の伝達
 - (3) 「琵琶湖八珍」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の積極的な使用
 - (4) 滋賀の水産業および琵琶湖産魚介類のPRと情報提供
 - (5) その他「琵琶湖八珍」の普及・定着に必要な活動
- 3 県は、以下の取り組みを行う。
 - (1) 「琵琶湖八珍」ブランド化に資する取り組み
 - (2) マイスターの取り組みに関する情報発信
 - (3) マイスターに対するロゴマークのおよびポスター等の提供
 - (4) その他「琵琶湖八珍」の普及・定着に必要な活動

第3 登録手続

- 1 マイスター登録を希望する事業者等は、「琵琶湖八珍マイスター」登録申込書（様式1）を知事に提出する。
- 2 知事は、1により提出のあった登録申込書を確認し、別途定める事業者情報等掲載基準に合致していると認める場合は記載内容を登録する。
- 3 知事は、2の登録内容を公表する。
- 4 マイスターは、登録内容の変更または取消しを希望する場合には、速やかにその内容を書面により知事に届け出るものとする。
- 5 知事は、マイスター登録の趣旨に反する行為があったと認める場合には、登録内容を取り消すことができるものとし、必要と認める場合には、その旨を公表することができる。

第4 ロゴマーク

「琵琶湖八珍」のシンボルとなるロゴマークは知事が作成するものとし、その使用基準は別途定める。

第5 登録の抹消

知事は、マイスターの登録をした事業者が法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれを認めた時、もしくは公の秩序または善良の風俗に反する行為があったと認めた時は、当該事業者の登録を抹消することができる。

第6 その他

この要領に関する事務は、滋賀県農政水産部水産課が行う。

（付則）

この要領は、平成27年10月9日から施行する。

（付則）

この要領は、令和7年3月31日から施行する。